

一般社団法人 日本作業療法士協会  
地域づくりに資する作業療法士参画モデル事業助成制度要綱

2024年4月1日

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本作業療法士協会(以下、協会)が行う「地域づくりに資する作業療法士参画モデル事業」の助成に関して、必要な基本的事項を定める。

(制度の目的)

第2条 本制度は、士会・会員個人・会員所属の事業所等が実施する国民に対する医療、保健、福祉に貢献する作業療法実践のシステムづくり、地域支援や生活支援に関する実践的な取り組み、作業療法の普及・発展・啓発に関する組織的な取り組みなどの先駆的・独創的な事業に助成を行い、その推進を図るとともに全国的な普及のモデルとすることを目的とする。

(制度の対象)

第3条 本制度の対象は、士会・会員個人・会員所属の事業所等である。

(助成対象事業の実践課題と基本属性)

第4条 助成対象となる事業は、基本的に協会が必要と認める作業療法の実践を明確に表現するものとする。

2. 助成対象となる事業は、次に掲げる基本属性を総合的に勘案した取り組みであることとする。但し、必ずしもすべての基本属性を兼ね備えている必要はない。
  - 1) 独創的発想に基づく先駆的事业であること(独創性・先駆性)
  - 2) 他の都道府県に対して実践の普及が考えられる事業であること(普及可能性)
  - 3) 作業療法の有効性を啓発・広報する事業であること(有効性の広報)
  - 4) 「地域づくり」に関連する作業療法の領域を拡大させる効果が見込める事業であること(領域の拡大)
  - 5) 具体的なシステムの構築や制度につながる事業であること(制度化への基礎づけ)

(具体的な応募例)

第5条 具体的な応募例を示す。

- 1) 緩和型事業(A型)に作業療法士が関与して自立支援に資する効率的・効果的な事業を実践する。
- 2) 災害時における発災直後からの生活行為の支援について、行政とともに検討、マニュアルを作成する。
- 3) 地域住民の居場所づくり、そこから地域の支えあいの仕組みづくりへと展開する取り組みを作業療法士が企画する。
- 4) 地域のボランティア団体と協力して、障害がある方の社会参加プログラムを開発する
- 5) 地域のバリアフリーの公共施設や公共スペースの整備を作業療法士の視点で

行政に提案する。

6) 士会と地元企業が協働し生活の不便さを解消するための取り組みを開始した。

7) 一般介護予防の立ち上げに作業療法士が関与した。

(対象事業に対する助成)

第 6 条 本制度に基づき採択された対象事業には 10 万円を上限に助成金が支給される。

2. 2024-2025 年度で最大 3 事業、2025-2026 年度で最大 3 事業とする。

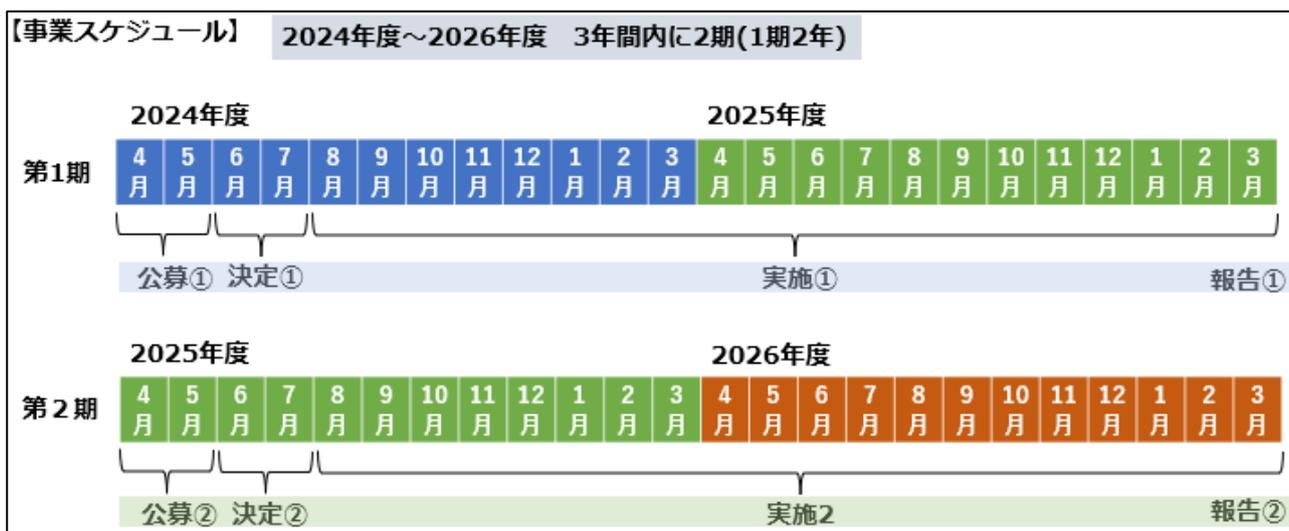
3. 行政からの委託あるいは指定で行う事業等の場合、事業の実施そのものには助成されない。それに係る準備のための調査や予備的研究、研修等には活用可能である。

(事業の期間と申請)

第 7 条 本事業は、2 年間の実施事業として当該年度 4 月 1 日に始まり、次年度 3 月 31 日で終了する。

2. 申請方法は日本作業療法士協会ホームページより企画書を取得し、募集期間内に指定場所へ提出しなければならない。

3. 採択された場合、計画書を作成し、指定場所へ提出しなければならない。



(助成の決定)

第 8 条 助成対象事業の決定は、地域社会振興部地域事業支援課地域包括ケア推進班が審査および選考を行い決定する。

(事業成果の報告・公表)

第 9 条 採択された場合、以下の報告および成果の公表をしなければならない。

1. 次年度内(3月10日)までに、報告書に必要事項を記載し、報告する。

2. 毎年度(3月10日)までに、精算書に必要事項を記載し、報告する。

3. 成果の内容を、地域社会振興部地域事業支援課地域包括ケア推進班の指定に基づいて公表する。

4. 協会もしくは地域社会振興部地域事業支援課地域包括ケア推進班の開催する地域事業支援会議において成果発表および報告を依頼することがある。

## 附 則

1. この規程は、2024年4月1日より施行する。